

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇
審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇
同上代理人 〇〇〇〇〇〇〇〇
同 〇〇〇〇〇〇〇〇

福岡県田川市中央町1番1号
処 分 庁 田川市福祉事務所長

審査請求人が平成29年4月7日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号）第78条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成22年6月4日、審査請求人は、処分庁に対して生活保護申請を行った。
- 2 平成22年7月2日、処分庁は、生活保護支給を決定し、同年6月4日から遡って生活保護支給を開始した。
- 3 平成26年3月20日、審査請求人は、交通事故に遭い、同日から〇〇病院に入院し、同年4月1日に退院した。
- 4 審査請求人は、当該交通事故に関し、平成26年4月24日に金11,227円、

同年5月12日に金2,160円、同年5月20日に金50,000円、同年8月13日に金15,400円、同年10月10日に金100,000円、同年10月16日に金50,000円、同年10月29日に金600,880円、同年12月24日に金750,000円、平成27年4月23日に金750,000円、合計金2,329,667円を保険会社から保険金の支払いとして受領したが、速やかに処分庁に受領金の届出をしなかった。

- 5 平成28年9月26日、事務所において、処分庁の職員は、審査請求人と面談した。この際、審査請求人は、処分庁に返還金・徴収金返納（控除）誓約書を提出した。
- 6 平成29年1月11日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。
- 7 平成29年4月7日、審査請求人は、田川市長に対し、本件処分の取消しの裁決を求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、次の理由により、本件処分について取消しの裁決を求めている。
 - ア 生活保護法第78条の規定による費用の徴収は不利益処分であるが、本件処分について処分庁は理由の提示を行っていないので行政手続法（平成5年法律第88号）第14条に違反する。
 - イ 交通事故を認識していた職員等から収入申告等を求められたことはなかったもので生活保護法第78条の「不実の申請その他不正な手段」には当たらない。
 - ウ 審査請求人が受け取った交通事故による慰謝料は、全て審査請求人がこれまでに負っていた債務の弁済に充てられていたのであり、自立更生のためのやむを得ない用途であって、不正受給の意図がないことも明らかである。
- (2) また、審査請求人は、本件処分の理由について、次のとおり反論している。
 - ア 処分庁は、「審査請求人に当該行為が不正受給行為に該当する旨の説明を行ったのであるから審査請求人は内容を十分承知していた。」と主張するが、事前に処分の基礎となるべき事実が説明されていたとしても、本件処分の決定時に理由を付記しなければならない。
 - イ 処分庁は、費用徴収決定通知書の「交通事故の慰謝料として支払われた2,246,600円」との記載をもって理由の提示がなされていると主張する

が、その記載自体から処分理由が明らかになるものとはいえなため、理由付記の不備がある。

ウ 費用徴収決定通知書の「交通事故の慰謝料として支払われた2, 246, 600円」との記載は誤りである。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 処分庁は、次の理由により、本件について棄却の裁決を求めている。

ア 生活保護法第78条の徴収金決定に当たって、被保護者の不正受給の有無にかかわらず、同法第61条の届出義務違反がある場合に同法第78条にいう「その他不正な手段」に該当するものである。

イ 審査請求人が債務の弁済に充てた慰謝料については、「自立更生のためのやむを得ない用途であって、不正受給の意図がないことも明らかである」とは言えない。

ウ 処分庁は、保険金を受領したならば速やかに届け出る旨を何度となく説明・指導しており、審査請求人は、不正受給であると理解して返還金・徴収金返納（控除）誓約書を処分庁に提出したことから、審査請求人は、どのような事実、法的理由により本件処分がなされたのかを十分に認識できたといえるので、審査請求人に不利益があったとは到底考えられない。

エ 本件処分に係る費用徴収決定通知書には「交通事故の慰謝料として支払われた2, 246, 600円」と理由の提示が記載されていることから行政手続法上適法である。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 生活保護法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する（中略）ことができる。」と規定し、「不実の申請その他不正な手段」を要件として不利益処分をすることができる」とされている。

(2) 生活保護法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき（中略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその

旨を届け出なければならない。」と規定し、被保護者に届出を義務付けている。

- (3) 生活保護法第78条の適用要件については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付け社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)において、「①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき、②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき、③届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき、④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」とされている。
- (4) 行政手続法第14条第1項本文は「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」と、同条第3項は「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定し、不利益処分をする場合に理由の提示を義務付けている。
- (5) 行政手続法が不利益処分に理由の提示を義務付けていることについて、判例（最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決）において「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容を総合考慮してこれを決定すべきである。」と判示されている。

2 本件処分の適否について

- (1) 生活保護法第78条の規定を適用する適法性及び妥当性

審査請求人は、「交通事故を認識していた職員等から収入申告等を求められたことはなかったので生活保護法第78条の「不実の申請その他不正な手段」を用いたものではない。」と主張するが、ケース記録表によると、処分庁の職員が審査請求人に

対し、平成26年4月8日には「今後、保険会社からの補償について連絡があれば届け出を行うよう指導した。」とあり、同年6月27日には「不正受給防止パンフレットを渡し、内容説明を行った。」とある。また、処分庁が作成したこの不正受給防止パンフレットには、交通事故による相手からの損害賠償金について届出の対象となることが明記されている。これらのことから、処分庁の職員が審査請求人に収入申告等を求めなかったとは考え難いところである。

また、審査請求人は、平成26年4月24日を最初に9回にわたり合計金2,329,667円を保険会社から保険金を受領しているながら収入申告等を行っておらず、いずれも処分庁の調査等により事実が判明したものがある。

したがって、審査請求人が収入申告等を行っていないことは「不実の申請その他不正な手段」に当たるといえるべきである。

さらに、審査請求人は、「受け取った交通事故による慰謝料は、全て審査請求人がこれまで負っていた債務の弁済に充てられたのであり、自立更生のためのやむを得ない用途であって、不正受給の意図がないことも明らかである。」と主張するが、そのことをもって生活保護法第61条の届出義務を免れ得るものではない。

以上から、処分庁が生活保護法第78条の規定を適用し、本件処分を行ったことは、適法かつ妥当であると言える。

(2) 本件処分における理由の提示の適法性及び妥当性

行政庁が不利益処分をする場合、行政手続法第14条の規定により理由の提示が義務付けられており、生活保護法第78条の規定を適用し不利益処分を行う場合は、同条が「不実の申請その他不正な手段」を要件としていることから、いかなる理由に基づいて「不実の申請その他不正な手段」と判断したのか、その具体的事実を特定して記述する等、根拠を明示しなければならない。

このことについて、処分庁は、費用徴収決定通知書の「交通事故の慰謝料として支払われた2,246,600円」との記載をもって理由の提示がなされていると主張するが、これは単に徴収金額の算定の対象となった費目とその額を示したものと認められ、行政手続法第14条第1項本文の要求する理由の提示に当たるとは考え難い。仮に、理由の提示に当たるとしても、いかなる理由に基づいて「不実の申請その他不正な手段」と判断したのか明らかにされておらず、当該徴収金額についても算定に至る記載がないため、当該記載をもって十分に理由の提示がなされてい

るとは認められず、理由の提示に不備があるものと認められる。

また、処分庁は、「審査請求人は、どのような事実、法的理由により生活保護法第78条による徴収金決定処分がされたのかを十分に認識できたといえるので、審査請求人に不利益があったとは到底考えられない。」と主張するが、行政手続法第14条の趣旨は行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制することにあるのだから、かかる事情を考慮したとしても本件処分における理由の提示の不備が補完されるものではない。

よって、本件処分には理由の提示の不備という瑕疵があることから、行政手続法第14条第1項本文に定める理由の提示の要件を欠いた違法な不利益処分であるというべきであって、その取消しを免れない。

- (3) 以上のことから、本件処分について、生活保護法第78条の規定の適用については違法又は不当は存在しないが、その手続において行政手続法第14条第1項本文に違反した違法な不利益処分であると認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年7月24日

田川市長 二 場 公 人